

## 令和4年第2回本部町議会定例会会議録

|                      |           |           |          |
|----------------------|-----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日            | 令和4年3月10日 |           |          |
| 招 集 場 所              | 本部町議会議場   |           |          |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 言 | 開 議       | 令和4年3月17日 | 午前10時00分 |
|                      | 閉 会       | 令和4年3月17日 | 午後1時56分  |

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

| 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 | 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 |
|------|---------|------|------|---------|------|
| 1    | 仲 程 清   | 出    | 9    | 仲宗根 須磨子 | 出    |
| 2    | 長 濱 功   | 〃    | 10   | 崎 浜 秀 昭 | 〃    |
| 3    | 山 川 竜   | 〃    | 11   | 比 嘉 由 具 | 〃    |
| 5    | 松 田 大 輔 | 〃    | 12   | 座間味 栄 純 | 〃    |
| 6    | 真 部 卓 也 | 〃    | 13   | 喜 納 政 樹 | 〃    |
| 7    | 伊良波 勤   | 〃    | 14   | 具志堅 勉   | 〃    |
| 8    | 具志堅 正 英 | 〃    | 15   | 松 川 秀 清 | 〃    |
|      |         |      |      |         |      |

※ 会議録署名議員

|    |         |  |    |         |  |
|----|---------|--|----|---------|--|
| 12 | 座間味 栄 純 |  | 13 | 喜 納 政 樹 |  |
|----|---------|--|----|---------|--|

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長         | 平 良 武 康 | 副 町 長       | 伊野波 盛 二 |
| 教 育 長       | 知 念 正 昭 | 会計管理者兼会計課長  | 上 間 辰 巳 |
| 総 務 課 長     | 仲宗根 章   | 企画商工観光課長    | 屋富祖 良 美 |
| 住 民 課 長     | 崎 原 誠   | 福 祉 課 長     | 大 城 尚 子 |
| 子育て支援課長     | 安 里 孝 夫 | 健康づくり推進課長   | 平安山 良 信 |
| 建 設 課 長     | 宮 城 忠   | 農 林 水 産 課 長 | 松 本 一 也 |
| 上 下 水 道 課 長 | 知 念 毅   | 教育委員会事務局長   | 有 銘 高 啓 |
|             |         |             |         |

※ 本会議に職務のため出席した者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 上 原 新 吾 | 主 任 主 事 | 宇茂佐 隼 人 |
|---------|---------|---------|---------|

# 議 事 日 程

3月17日（木）4日目

| 日程番号 | 議案番号   | 件 名   |
|------|--------|---|
| 1    |        | <p>一 般 質 問</p> <p>1. 9番 仲宗根 須磨子 議員</p> <p>2. 12番 座間味 栄 純 議員</p> <p>3. 5番 松 田 大 輔 議員</p> |
| 2    | 議案第3号  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)  |
| 3    | 議案第4号  | 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)  |
| 4    | 議案第5号  | 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)   |
| 5    | 議案第6号  | 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (審議・採決)   |
| 6    | 議案第7号  | 本部町学校給食費無償化基金条例の制定について (審議・採決)  |
| 7    | 議案第8号  | 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定について (審議・採決)  |
| 8    | 議案第9号  | 本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定について (審議・採決)  |
| 9    | 議案第10号 | 町道の路線変更について（町道健堅石嘉波線） (審議・採決)   |
| 10   | 議案第11号 | 町道の路線認定について（町道上本部学園線） (審議・採決)   |

| 日程番号 | 議案番号   | 件名                          |         |
|------|--------|-----------------------------|---------|
| 11   | 議案第12号 | 町道の路線認定について（町道満名本線）         | （審議・採決） |
| 12   | 議案第13号 | 令和3年度本部町一般会計補正予算について        | （審議・採決） |
| 13   | 議案第14号 | 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について  | （審議・採決） |
| 14   | 議案第15号 | 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について | （審議・採決） |
| 15   | 議案第16号 | 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について   | （審議・採決） |
| 16   | 報告第1号  | 予算審査特別委員会委員長報告              | （報告）    |
| 17   | 議案第17号 | 令和4年度本部町一般会計予算について          | （採決）    |
| 18   | 議案第18号 | 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について    | （採決）    |
| 19   | 議案第19号 | 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について   | （採決）    |
| 20   | 議案第20号 | 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算について     | （採決）    |
| 21   | 議案第21号 | 令和4年度本部町水道事業会計予算について        | （採決）    |
| 22   |        | 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査申出        |         |

## 追 加 日 程 第 1 号

3月17日（木）4日目

| 日程番号 | 議案番号      | 件 名  |
|------|-----------|--|
| 1    | 決 議 第 1 号 | ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と<br>平和的手段による早期解決を求める決議<br>(議案説明・審議・採決) |

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。9番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子

1. 良好な沿道景観を保つための取り組みについて

2. 道路の補修について

おはようございます。一般質問に入る前に一言申し上げます。昨夜、東北地方でまた地震がありました。ほかの地域にも被害がおよんでおります。既に亡くなられた方もおります。心からご冥福を申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは仲宗根須磨子、議長のお許しが出ましたので一般質問を始めます。質問事項2点ございます。

質問事項1．良好な沿道景観を保つための取り組みについて。質問の要旨、町民から道路の雑草が伸びすぎて景観を損ねているとの苦情が多い。場所によっては、景観を損ねるだけでなく、直進車が見えず、主要道路に進入するとき危険を伴うことも多々あるとの訴えもある。今回「もとぶ観光地クリーンアップ事業」という新規事業が立ち上がった。その内容について伺います。

質問事項2．道路の補修について。質問の要旨、大嘉陽地区内の道路が一部損壊していて、放置しておく被害が広がることが懸念される。夜間や雨の日など、また対向車がすれ違うときなど不安が拭えないという住民の訴えがある。補修の予定はあるか伺います。以上です。二次質問は席に戻ってから行います。

○ 議長 松川秀清 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。9番、仲宗根須磨子議員の一般質問にお答えいたします。

2点の質問が出ておりました。1点目は、観光地クリーンアップ事業の新規事業の内容についてのことであります。2点目は、大嘉陽地区の道路の損壊の改修についてというようなことでございました。順次、お答えいたします。

まず1点目の「もとぶ観光地クリーンアップ事業」の内容について、お答えいたします。ご承知のとおり、本町の主要道路の雑草が生い茂り景観を損ねております。また、歩行を妨げるように繁茂している場所も多々あり、安全に支障を来している場所もございます。今回の新たに立ち上げた観光地クリーンアップ事業につきましては、まちのこのような現状を踏まえながら観光客や地域住民の安全、安心な環境をつくり、かつ快適な観光地として観光客の満足度を高めるために、観光美化を図る目的でその事業を立ち上げております。実施につきましては、本町にて10名程度の作業員を雇用いたしまして、観光地へのアクセス道路の除草作業などを行ってまいります。

2点目の大嘉陽地区の道路補修についてであります。その場所につきましては、昨年の9月

の大雨によりえぐられている状況、この状況を3か所ほど確認をしております。いち早く大東山行政区長とも情報を共有化しております。緊急度の高い2か所につきましては、町内建設業者に既に発注し、目下工事の最中でございます。3月いっぱいには2か所については、修繕を完了するというようなことで、その予定で進めております。また、残り1か所につきましては、復旧方法によって、擁壁などの構造物などの設置、あるいはまた用地の確保が必要になることも検討されているため、施工方法を目下、いろんな角度から検討中でありまして、大東山行政区長や隣人の住民などともしっかりと相談をしながら、今後の対応を考えていきたいと考えております。

なお、つけ加えますけれども、当該で今着手していない場所につきましても、緊急度を要するというようなことで、改善を必要とする重要な場所だというようなことで、そのように認識しているところであります。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 この道路管理に関する予算がいつの頃からか減額されたと思いますが、この予算が減額されたのはいつ頃からか、分かりますか。教えてほしいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

減額、すみません。いつ頃かというのは資料がありませんけれども、当初令和3年度から令和4年度を比較しまして、工事は補助事業と単独事業がございますけれども、補助事業は約5億円余り、北振事業が消えるので減額していますけれども、須磨子議員がおっしゃる箇所につきましては、通常単費で対応します。町の自治体、減のみで対応しますけれども、令和4年度に関しましては約600万円程度の減額でございます。年度途中の工事の補正予算がございますので、一概に予算で工事の箇所によって、大分変動がございます。例えば単費で2,000万円投入する事業も近年ありましたし、100万円もかからないところもありますので、緊急度に応じて建設課が順番をつけていきますので、これに応じて増減するということがございますので、予算云々というよりは、緊急度に応じて予算措置をしているという状況でございます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 すみません。総務課長が一生懸命説明していただいたんですけども、今私の質問したのは道路管理の除草作業に関する予算が減額されたのはいつかということです。すみません、言葉足らずでした。それがその時期が大体いつ頃分かれば、教えていただきたいということです。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

除草に関しては減額になっていないという感覚でございます。例えば、町の管理は役場の職員が持ってやる箇所もございますし、地域住民が自主的にやるところもございます。さらに、予算を増やしまして、令和3年度からは各行政区のほうに委託ということで150万円措置しておりますので、除草に関して予算が減額になっているというのは、私の感覚ではございません。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 9番、仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

道路の除草に対して予算が減額されたのはということですが、恐らく感覚的に道を通っていて、最近本当に草がいっぱい生えているよねという感覚でのご質問かと思しますので、我々もそれは感じているところで、主にその通っているところは県道、国道449号とか、84号線、あと国道505号今帰仁、上本部側あたりが、本当に特に歩道まで覆いかぶさるぐらい目立って、草が繁茂しているという状況として、我々も感覚として持っています。ただそれはやはり管理をするのは国道、県道は県の土木事務所管理ですので、その予算は確かに減額されているのかと思えます。その額が幾らかとか、いつからかというのは、ちょっと把握していないんですが、そのところかなと考えます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 私は今、この国からの予算が減額されたのはいつ頃からかということです。と言いますのは、ひと頃は、それほど雑草が生い茂るというようなことはなかったと思うんですけども、ここ何年かぐらいですか。雑草が生い茂るようになったということは、多分予算の関係で除草作業ができないんだろうと思ってこの質問をいたしました。もし、減額がされていないのであれば、されていないで。またなぜ同じ予算で雑草が繁茂するようになったのかという疑問もあります。いずれにしても、今の現状は雑草が繁茂して見苦しい景観であるというのとは変わりないと思えます。そういう中でこの国道は国がやるべき、県道は県がやるべきということで、予算が取れなくてそういう状況になっているのか。そういうところが疑問だったので、この質問に至ったわけです。このどこから予算が下りるにしても、町民や県民にとっては、この沿道の景観が見苦しいということは、あまり面白くないとか、気持ちよくないという思いが長年続いているので、今回このクリーンアップ事業が立ち上がったのは、私はとても画期的なことだと思っています。ですからこの長年の町民の悶々とした思いを取り払う意味でも、すごくいい事業だと思うので、そこでまた新たに質問します。この事業の中で雇用する10名の方々を、年間を通してどのように動かしていくのか。年間計画とかがあれば、それを伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

計画のほうは企画のほうでやっているんですけど、実施は建設課でやるということになりました。これも10名程度雇ってどういうふうにやっていくかというのも、今から計画していきます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 これからということなので、私が沖縄県道路管理課のほうから取り寄せた資料がありますので、県のやっている取組について紹介したいと思います。今、県はこれまでの方式として性能規定型というのをやっていたんです。性能規定型というのは、これまでの発注方式は除草面積掛ける回数による契約で、除草方法や時期は発注者の指示により実施しているという方式だったのを、令和3年度に性能規定型というのに替えたんです。発注者は要求水準を

設定する。例えば、市街地では草丈が40センチメートル以内、受託者は要求水準達成の手段方法や時期等を、自前のノウハウ等により実施すると。そのメリットは草丈の低い状態を年中キープできる。そうすると、それがイメージアップになって苦情が減少すると。そういう取組を令和3年度県のほうはやっているそうです。ただし、これは県道、国道の県内の15%に実施しています、予算の関係で。本部町に至っては全くやられていません。美ら海水族館や全国一早い桜まつりのある観光立町である本部町には適用されていないんです。ですから県はこれから徐々に予算を増やして、この取組を伸ばしていくというふうにはいるんです。ですから、令和7年度ぐらいをめどに、全域の国道、県道にこの計画を伸ばしていくという方針でいるそうです。この令和3年度取組がありますので紹介します。

この仕様規定型という従来の方法では、まず4月、5月、6月はもう雑草が繁茂している状態、7月に草刈り作業をします。そうすると沖縄の気候では8月、9月、10月、11月どんどん伸びてきて、また見苦しい景観になる。12月にまた除草します。そうすると1月、2月、3月とまた沖縄の気候では雑草が伸びていくと。そうすると年中、草刈り後の良好な景観よりも、雑草が生い茂っている期間のほうが沖縄では長いということなんです。それに対して性能規定方式というのは、まず令和3年度の例を挙げると7月に除草します。そうすると8月はそのまま。そして9月になると、7月に除草した後、除草剤をまくそうです。除草剤をまくことの是非は課題して残りますが、今まず令和3年に県が行ったことをまず紹介しています。除草剤を7月に刈り取った後にまくと、8月はそんなに伸びないと。9月も20センチ程度、そして10月はまた除草します。そうすると11月も20センチ程度、12月はさらに除草剤をまきます。そうすると、1月が20センチ程度、2月に除草剤をまきます。そうすると3月までに20センチ、それを保つと、その4月また繰り返してそこに今までの予算と、同じ予算が草丈40センチ以内の景観を1年中、保てるという実験をして、県内の15%の国道、県道の道路に実施しているそうです。こういうふうには、本部町としても何らかの工夫をして、年中景観のいい、せつかく予算を組むわけですから、刈り取ったあとだけじゃなくて、年中良好な景観を保てるような、そういう取組が必要なんじゃないかと思えます。

この県の取組の中で、私が懸念するのは、先ほど申し上げた除草剤を使用することの是非です。環境に優しいというSDGsの観点からすると、除草剤は使わないほうがいいと私も思っています。そこで今の本部町のこの雑草が繁茂していることに対してのこの状況というか、町民の思いというか、そういうのを少し例を挙げて紹介していきたいと思えます。

まず最初に、渡久地港の沿岸沿いのあの道路です。あそこはある近隣の1人の女性が草刈り機で、暑い夏の日にやっていたんですけども、1人ではどうしようもないということで、区長にも声をかけたら渡久地区の老人会が1回はやったそうです。でも夏のあまり暑い日なので、老人の方々、体力が消耗されて熱中症になったら大変だということで、その1回きりで区長も老人会には頼むことができなくて、結局は船主会、そこが名乗り出て、今は船主会の方々がボランティアできれいにしています。そして浜元区においては70代の男性が1人で年間通して黙々と作業を

しているんです。でも1人では追いつかない状態です。そして浜元区の坂のほうなんですけれども、新しくガラス張りの建物ができています。あそこの横の広場はクワディーサーが茂っていて、憩いの広場ですけど、いつも葉っぱが落ちるんです。そこを浜元区の人じゃない人がいつも仕事のとぎに通るので、毎日のように枯れ葉を集めて掃除をしているという状況があります。そしてこの間、現場踏査のときですけど、何と謝花区のボランティアの方が浜元区域の沿道まで、ボランティアで除草しているという状況がありました。そして本部町ではなく、町外のことも例に挙げますと。この県道、国道沿いの道路の植え込みですか。そこが小学生の背丈を隠すぐらいのカヤですか。ああいうのが生い茂って、通学路なのに子供の姿が見えない。そこに蜂の巣もあって、もし蜂が巣をつくっているのも、もし蜂に子供が刺されたら、もしこっちで急に倒れたりしても、車が頻繁に通っているにもかかわらず見えないと、危険な状態にあると。そういう話も聞きます。ですからまたこの間は大浜のローソンの駐車場です。国道449号沿いに入出入りが激しいです、お客さんの。その植え込みが本当に繁茂、伸びすぎていて、直進車が見えずに入出入りがとても危険な状態だということで、どうにかしてくれないかという町民の声もありました。それで北部土木事務所に電話をしたら、「これは地域住民が勝手にやってもいいものか」というふうにしたら、「もう危険を伴うことだったら、早急にやったほうがいいんじゃないですか」と聞いたら、「地域でやってください」ということだったので、私は大浜の区長にすぐ電話をして、そしたらちょうどクリーンアップ作戦が3日後にあったので、その3日後に大浜の区長が対応してくれていました。こういうふう本部町はこのボランティアの方々が大変活躍しています。ボランティア精神が醸成されている地域だと私も思っています。ですから今回、クリーンアップ作戦で雇う住民の方々に年間通して、フルに活動していただいて、そしてそれで足りないところはそういう地域のボランティアの方々の力を借りて、それこそ官民一体となって町をきれいにしていこうという、そういう形でやっていったらいいんじゃないかと思います。限られた予算の中で取った予算だと思しますので、それを有効に生かすためにも、役場と町民とこういうふう協力し合ってやっていけば、良好な景観は一年中維持されるものと私は思います。それでそういう取組をしていく姿勢があるかどうか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今まさに、仲宗根須磨子議員がおっしゃるような姿勢を示しているというようにご認識いただければと、こう思っております。個人のレベルで高齢者が道路沿いを見るにみかねて除草作業をしていることも十分承知をしておりますし、そういった方を見たときには、私は車をそばに止めて「ありがとう」ということでお礼も言っております。そして、各集落レベル、青年会、それから消防団の皆さん、いろんなボランティア団体が除草作業をボランティアとしてやっております。それでも草の力に勝てないという部分があります。そういったことでボランティアの力だけでは、いかんともしがたいということで、今回当該事業を立ち上げたというようなことであります。

なお先ほど来、須磨子議員からもありましたけれども、昨日も土木事務所の所長とこの草管理

の件について、ご議論しました。「あなた方がしっかりやらないので、うちが予算措置もしております」というような議論をしましたがけれども、県のほうの事業としては一括交付金を使って、道路沿いの草刈りの予算を計上しているわけですがけれども、その予算が減ってきておりますというような、そういうことを話されておりました。それで先ほどもありますように、県のほうはできるだけ草を多く生やしてからやれば、回数が少なくなりますよね。そういう対応をしているというのが現実です。草を伸ばしてから刈れば、年間の草刈り回数が少なくなりますので、そういう対応で逃げ切っているといったような状況ですけれども、そういったことをすると、我がほうとしては景観が損なわれるというようなこととなりますので、それを補完するための事業としての今回の事業でありますので、ご理解いただければとこのように思っております。いずれにせよ、これまで以上に一緒になってまちの景観の形成に尽力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 ぜひこの事業を大いに活用して、マンパワーの足りないところには、この事業を生かし、そしてボランティアの協力も得ながら、この本部町が常に年間通して良好な景観を保てるように、行っていくことを望みます。

それであと1点、お聞きしたいのですが、危険区域があります。例えば浜元区の民宿うみべの前の道路です。過去2回大きな事故が起きております。幸い人命を奪うまでにはいかなかったんですけど、それは不幸中の幸いですが、あの地点は危ない箇所なんです。渡久地から下りてくる浜元の坂から下りてきて直進ですけど、そこを海辺を堺に緩やかなカーブになって浦崎に行きます。そうするとスピードを出していると、その海辺の前の柵も全部、道路の植木も全部なぎ倒すような大きな事故が2回起きています。そこに注意喚起の看板を立てることはできるかと、浜元区民の願いであります。例えば看板の字としては「事故多しスピード落とせ」とか、その看板が一つあることで注意喚起を促して、事故防止へもつながっていくと思います。この事業は観光客の安全を守るというための事業でもあるので、そういう意味においても、看板設置は可能じゃないかと私は考えますが、担当課はどう考えますか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時30分）

再開します。 再開（午前10時30分）

総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、仲宗根須磨子議員にご説明をいたします。

交通事故の防止の観点の看板というふうに捉えております。看板、町内、特に国道、県道を中心に看板を設置しておりますが、看板の設置に関しましては、交通安全協会、本部地区交通安全協会のほうと調整を図っている段階でありまして、交通安全協会が多言語で特に国道に関しては、今現在も実施しているところがございます。そこと調整をしながら毎年設置しておりますので、その箇所も議会でありましたというふうに、こちらのほうからも提案したいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 ぜひとも早めの設置をよろしく願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。大嘉陽地区内の道路、確かに3か所ありました。でも2か所は、それほど重要といたら語弊がありますけれども、そんなに急がなくてもいいのかなと思って、今回私が上げたのは、そこを優先的にしてほしい箇所だったんですけれども、そこが諸事情により遅れているということなんですけれども、あの破損した状態を放置しておくて、また大雨が降った日にさらに被害が広がるおそれがあるので、早めに対処していただきたいんですが、大体の目安というのはわかりますか。どのくらいにできるというのを、それをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

先ほど町長が言ったように復旧方法によって、今検討中であります。なるべく早くても6月ぐらいにはできるかとは思っております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 住民の安全で安心な生活を守るために、早急な対応を強く望みます。

それではこれで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで9番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

次に12番 座間味栄純議員の発言を許可します。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純

#### 1. 本町の財産である八重岳を中心にした桜について

皆さん、おはようございます。一般質問、座間味栄純入りしたいと思います。その前に今回、桜の件で質問するわけですが、ちょうど今、伊豆味区においてはクメノサクラが見頃を迎えております。カンヒザクラに比べるとボリュームは少ないんですけれども、非常に希少価値のある桜が今咲いておりますので、ぜひ通る際には足を運んでいただいて激励していただければ、また地域の方々も力になると思いますので、よろしく願いいたします。それでは一般質問に入らせていただきます。

今回、本部町の財産である八重岳を中心にした桜についてお伺いします。①施政方針の中から、町長の施政方針の中から「もとぶ観光地クリーンアップ事業」これは2,900万円の予算がついております。その導入により、道路の安全性の確保、そして安心、快適な観光地として地域環境の美化を図っていくとあります。その中で84号線沿いの桜の維持管理、強化ができないかを伺います。②今年第44回目の八重岳桜まつりが開催されました。「ひとあし、お咲きに」をキャッチフレーズに、日本国内の桜前線のスタートの一番桜として、今日の繁栄を迎えております。桜を植えた先人の方々に感謝をし、後世に形として残していくためにモニュメントを設置できないかをお伺いします。答弁のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 松川秀清 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 12番、座間味栄純議員の一般質問に答える前に、私のほうからも一言、言

わせていただきます。日曜日に、座間味議員、時間を見てクメノサクラ伊豆味地区、全地域を回ってみました。とてもきれいですし、そして同時に多くの観光客が入れ代わり、立ち代わりクメノサクラを見に来ている模様を見て、とてもうれしく思いました。協力いただくための募金箱も2か所に設置してあります。どれぐらいの方々にご協力いただけるのかなというようなことで、しばらくいったものも見ながら、募金の状況なども見ながら、心温まる思いをしました。デジカメでこうみんな写真を撮って喜んでおりましたので、そういった情報というものが拡散していつて、伊豆味のほうがこれまで以上にまた、観光地として地域経済づくりに貢献、発展できるのかと思っております。とてもきれいな桜、地域の住民にもまた伝えていただきたいと思っております。

一般質問にお答えいたします。1点目の「もとぶ観光地クリーンアップ事業」導入における84号線沿いの桜の維持管理強化について、お答えいたします。本事業につきましては、観光地へのアクセス道路などの除草作業などを行い、景観美化を図る事業となっております。県道84号線沿いの桜の維持管理につきましては、桜まつりの開催前に観光協会が中心となりまして、観光関連事業者や建設業者へ呼びかけを行い、ツル刈り作業を毎年行っております。ボランティアによって、年に一度の作業では桜の維持管理強化には至らないこともありますので、引き続き管理責任を持つ沖縄県へ要請を行い、本町と連携を図りながら維持管理を行っていきたいと考えております。

先ほどもご議論がありましたけれども、クリーンアップ事業の詳細について、まだ詰めが足りないといったような言い方もありましたけど、そうではなくて、県が管理する道路については、県との調整がいりますので、県との調整をする中で、予算が成立した後に県との調整の中で、どの部分を我々がやるのか。どの部分を県がやるのかというような詳細にわたった詰めに県のほうとやりながら、対応していきたいというような、そういった事情になっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の桜を植え付け、栽植された先人への感謝と後世へ残すためのモニュメント設置についてお答えをいたします。八重岳の桜並木につきましては、米軍基地の一部が返還され、昭和38年に道路に桜を栽植されたのが、その始まりだというようなことであります。今日に至るまで先人の方々により、幾度と栽植が行われております。本町の貴重な財産である桜が、今後も大事に育てられるために、先人の方々への敬意を表し、モニュメント設置なども含めて、何らかの方法を講じる必要があるかと思えます。後世に伝えつぐことを検討してまいりたいと、このように考えております。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 二次質問をさせていただきます。先ほど須磨子議員のほうからも、この件につきましては、クリーンアップ事業につきましては、いろいろと議論がありました。これは本当に今回初めての事業ということで非常に期待もしていますし、とても必要な事業だと思っております。今、町長からも説明があったとおり、常々この84号線、特にそうなんですけれども、

雑草がずっと繁茂をして見苦しいと、町民の方に限らずここを通る中南部、あるいは観光客も含めて、そういう意見が多々あったということでもあります。そういうことで県ができなければ、今回本部町でも予算措置をしてやるんだという強い気持ちの中での執行だと理解しております。その中で、私常々、いつも通る道なので感じるわけですがけれども、やはりこれだけ八重岳の桜が今の繁栄を迎えている。そこにアクセスするためには伊豆味線を通ってこの桜を見に行くという流れがありますので、ぜひこの沿道も含めて八重岳の桜と一体化となった管理が必要だと思っております。そういう意味でも除草類はもちろん必要ですがけれども、この桜一本一本に対しての管理がやはり今後は必要ではないかと思っております。そういう意味でも今回このクリーンアップ事業の導入に当たって、採用の件がいろいろあるかと思うんですがけれども、剪定方法ですね。この採用に対して、そして植物であったり、造園関係に経験のある方、植物に知識のある方を採用していく必要があると思っておりますので、その辺の採用の仕方、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、座間味議員にお答えいたします。

企画で考えていたのは、草の除草ということで考えていたんですがけれども、もし桜とか、その辺の管理ということも踏まえて、その辺も入れて検討していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 今回、この事業はぜひ10名のうち、例えば2名なり、3名なりこの辺の桜1本に対しての管理に力を入れていくというような考えもぜひやっていただきたいと思っております。特に桜の場合は、通っていつも感じるわけですがけれども、桜というのは根っこからまたヤゴメというんですが、新しい根がどんどん出たりして樹形を乱していく性質もあるので、やはりそこにツルが絡んだりして、ずっと繁茂して、周辺の雑草も雑木も全部絡まっていくという感じに今なっていますので、周辺の掃除と1本、1本、根っこから出た芽を切ってきれいに樹木を1本に絞って管理していくということがぜひ必要だと思っておりますので、その辺は重々対応できるような感じで進めていってほしいという提案をしたいと思っておりますので、その辺どう管理できるのか答弁のほどをお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 樹木の管理の専門的な領域のご議論に入っておりますけれども、座間味議員がおっしゃるように、どの桜も八重岳もそうですけれども、雑な新芽がどんどん出てそれに養分が取られて、そして上のほうの樹勢が弱るというような現象が多々見られます。そういったものも含めて、桜の木の間接的な樹体の管理をどうするのかというようなことまで含めながら、今後の桜の木の管理をしていかないといけないところと考えております。役場のほうとしても、そこまで踏み込んだ形での桜の管理、桜のまた周囲の環境整備をやっていきたいと思っております。できればの話ですがけれども、そういった知識に詳しい方を採用できればと思っております。その辺は、そういった人材が探せるかどうかといったようなこともありますので、それも念頭に置き

ながらの採用の方法について、検討していきたいと考えます。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 今、町長の言ったとおり、やはり採用に当たっては非常に専門的な知識のある方もぜひ、その10名の中に入れ込んで採用していただきたいと思っております。

それから今回、写真を提示させていただきましたけれども、昨日具志堅正英議員のカラー写真が非常によかったので参考にさせていただきました。ちなみにこの写真は桜が満開期の1月の後半から2月の初めぐらいの写真なんですけれども、カラーで見るとよりわかりやすいのかなと思って準備させていただきました。順を追って番号をつけておりますけれども、1番が伊豆味のみかんの里から御菓子御殿、その間は非常に植栽樹のところが管理されて、花も植えられている状況。これは名護市の業者が入ってやっているというのを見かけるんですけれども、それも町内までずっと踏み込んでできたらなと思っております。この辺も参考にしていきたいということ。

2番目が、この植栽に植えられたこれは桜の木なんですけれども枯れた状態、枯れた状態とこのくいがそのままの状態、これも非常に見苦しいなと思っておりますので、これは県が担当ということになるんだろうと思っておりますけれども、除去してフラットにするというのは、町内でもできるのかと思っておりますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思っております。この植栽に関しては管理できないところは、舗装してフラットにしたほうがご承知のとおり中山間地域というのは、周辺全部緑に覆われていて、あえて管理のできないところ、風通しが悪くて樹木が育ちにくいところはもうフラットにしたほうがいいのかと思っておりますので、その辺は県との協議をしながら、検討していただきたいと思っております。

続いて③の写真なんですけれども、これはフェンスが非常に朽ちていた。それ幸い、ごく最近ですけれども、これは改善されて新しくできております。ということです。

4番目が擁壁の上です。擁壁の上が本当に手つかずになっているという状況です。この場所に限らず、次の写真もそうですけれども、結構立派な桜の木があるんです。この擁壁の上は。そこをせめてこの桜の周辺の雑草を掃除して管理をすれば、非常に見応えのある桜が通りながら鑑賞できるという場所ですので、その辺も含めた管理の在り方、これはぜひ八重岳の桜と一体となった桜という認識で、県ができればもとぶクリーンアップ事業、町長の思いの中で組み込んでおりますので、その中で二、三名割り当てるとか、いろいろと工夫すれば可能じゃないかと思っておりますので、ぜひその辺も力を入れていただきたいと思っております。ぜひこれはカラー写真が分かりやすいと思っておりますので、ぜひお願いします。

次、②に移りたいと思っております。今回、桜の件を中心に質問するわけですがけれども、今年第44回目の桜まつりが開催されました。桜が咲くたびにこの桜を植えた先人の方々に感謝をするという。それは皆さん共通の思いがあると思います。その中でぜひ、形に残していくべきだろうと。当時関わった、今日も傍聴いただいている秀進さんも含めて、当時関わった人たちがほとんど高齢化ということで、その経緯が分からないということになってきますので、例えばモニユメ

ント、桜の花びらをモチーフにしたモニュメントなり、それにこの歴史、経緯を盛り込んでいくというやり方も案としてあるんですが、その中にQRコードあたりを記して、それから検索すれば、事細かくその歴史が分かるというふうなこともやってもいいのかという案としてありますので、その辺に関して設置に関していろんな方法があると思うんですが、その辺の検討をぜひどのようにお考えなのか、伺いたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、座間味議員にお答えいたします。

町長の答弁でもありましたが、モニュメントの件につきましては、設定、モニュメントの設置と何らかの方法で語り継ぐことができないか、その方法を今後、検討していきたいと思えます。以前、そのモニュメントといいますか。まつり期間中にストーリー性を持たせて、看板に管理棟から会場までの間に、何年に植えられてどの事業を使ってやったということで、その辺ストーリー性を持たせて看板は設置したことはあります。その辺も今後できないか。その辺も検討していきたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 この歴史を調べてみますと1963年頃ですか。当時の首長が渡久地政仁さんという方の町長時代、琉米親善事業というのがあって、そこからの補助をいただいて、当時の2万ドルの補助を得て、それから桜を植え始めたという経緯があるということです。そのときは機械もないし、役場の職員も参加しながらやったということを知っています。足りないのはこの事業費で当時の5ドルで買い上げて、1本を5ドルで買い上げて植栽をしたという経緯があるみたいです。その辺のことも含めて、QRコードに残していって、事細かく検索できるような仕組みは大切なのかなと思っております。この二、三年、特にこのコロナ禍の中で、この八重岳の桜というのは、さらに輝きを増しているのかと思っております。過去5年間、特に今年、去年は非常に車が多かったような感じがしていますので、過去5年間この桜まつりに足を運んだ方々、人数そして車の台数等が分かれば、お聞かせ願います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、座間味議員にお答えいたします。

過去5年の観光客数と車の台数ということでありますが、平成29年の40回、観光客数が14万6,314人、乗用車で2万7,472台、マイクロバスで134台、観光バスで234台。平成30年度第41回、観光客数が12万7,699人、乗用車で2万4,014台、マイクロバスで106台、観光バスで206台。令和元年度第42回、観光客数が14万5,310人、乗用車が2万8,433台、マイクロバスで106台、観光バスで131台。令和2年度第43回、観光客数が11万6,122人、乗用車が2万4,125台、マイクロバスが11台、観光バス1台。令和3年度第44回、今年です。観光客数が14万1,763人、乗用車で2万9,396台、マイクロバスで16台、観光バスで6台、これはあくまでもまつり期間中の16日間の台数と客数になっております。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 ご説明ありがとうございます。

これはあくまでもまつり期間中ということで、実際にはこの前後含めてみると、かなりの人がやはり本部町に足を運んでいる。八重岳に足を運んでいる。そしてそこに来た人が本部町で消費をするということになっていると思います。そういう意味でも本当にこの本部の桜というのは、咲くたびにやはりこの先人への感謝の気持ち、それはとても大切だと思っております。ぜひそれを大事にしながら形に残していく、歴史を検索できるような仕組みづくりは必要だと思っておりますので、ぜひ実現してほしいと思っております。

それからちょっと八重岳の今回、気づいたんですけれども、車がかなりの数で上下、週末混んでいたときがあって、その中でなかなかすれ違いができない箇所があったので、そこを確認してほしいと思って、山水荘の実家がありますけれども、そこから上に頂上に向かって約500メートル地点にカーブミラーがあるんですが、緩やかなコーナーがあって、そこは道が狭くて、乗用車のちょっと大きなワンボックスカーあたりが交差すると、一方が譲らないといけないということで、そこでかなりの渋滞が今回あったんです。日曜日だったんですが、その辺の改善もちょっと必要だと思っておりますので、間伐であったりして、枝を減らすとか工夫をして、スムーズな流れができるように、その場所をちょっと確認してほしいと思っております。その場所、ちょっと認識ありますか、課長。分からなければ、ぜひ確認をして対策を検討していただきたいと思っております。

それから八重岳の桜に関してなんですけど、この花びらが1枚、1枚、非常に個性的な花があるということで、過去に命名していたというのがあったと思います。何種類か。それを教えてもらえますか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、座間味議員に説明いたします。

これ名前が5つつけられております。この由来といいますか、どうやって名前がつけられたかというのも説明したいと思います。これ八重岳の名所の由来として、町制50周年と併せて日本さくらの会と本部町が県内初の「さくらシンポジウム」を行っているんですよ、50周年と併せて、これを受けて5種類の名称を公募しております。町民約173人から寄せられて、名称を選定しております。この5種類の名称を、モトブハナオリ、モトブヤエムスメ、モトブミヤラビ、ヤエダケアカネ、モトブコマチ、この5つの名前がつけられております。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 これなかなか分からない人が結構いると思います。だからこの桜自体につけるとこの枝が折られたりという話も過去にあったらしくて、これは記していないということを知ったんですけれども、例えばさっき話をしたモニュメントあたりのバーコードに、そういうのも落とし込んでやれば、またブランド力が高まるのかなと思っておりますし、総合的に本部の桜のグレードがアップするんじゃないかと思っておりますので、それも一つの付加価値として桜に添えていただければと思っております。

最後になりますけれども、町長にこの県道の管理を含めてこの沿道沿いの桜、そして八重岳の桜がますます充実して、押しも押されぬ本部町の桜がやはり日本を代表する年明けの風物詩として、ますます栄えることを願いながら、町長のご意見を聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先般、ツーリスト関連の会社が10数会社、3週間ほど前ですけれども、本町に観光協会も含めて、本町を紹介しようというようなことで、足を運んだときに、私のほうから情報発信しましたけれども、本部町は町全体がテーマパークですよというような情報を発信いたしました。桜これまでは桜まつりの日のときに、後方屋台などをこしらえて、桜まつりの会場だけ賑わうといったような状況がございましたけれども、その桜を題材にして、町全体に観光客が回遊するような、そういう状況をつくり上げていきたいということの一つは展望しております。そのためには、町全体のいわゆる道路管理を含めて、景観の整備というものを着々と進めなければいけないと思っております。何十億円もお金を投入して、財政を投入してテーマパークを造るといったような財政力はないですので、今までに議員おっしゃるように先人がつくり上げてきた町の景観なり、文化なり、伝統なり、食なり、そういうものを総動員して、町の観光誘客につなげることができればと思っております。道路の管理については、町民の安全安心の確保といったようなことと、観光客の誘客という両方の視点から考えて、力を入れていきたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 町長ありがとうございます。沖縄観光が今はコロナ禍で疲弊しておりますが、回復すればまたハワイに比べられるような観光地でもありますので、やはりそういうレベルの中で、やはり道路の草ぼうぼうというのは、もう本当に見苦しい。これは皆さん共通の思いだと思いますので、そこはもう徹底的に声を出して改善していくように頑張っていければと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで12番 座間味栄純議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開します。

再開（午前11時15分）

次に、5番 松田大輔議員の発言を許可します。5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔

#### 1. 町内放送について

#### 2. 本部小・中学校通学路周辺の整備について

それではラストバッター松田大輔、元気よく質問させていただきたいと思っております。議長の許可が下りましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思っております。

質問事項1. 町内放送について。各地域で放送される町内放送ですが、地域によっては聞こえる場所と聞こえない場所があるとお聞きします。整備の予定があるか、伺います。

質問事項 2. 本部小・中学校通学路周辺の整備について。1. 通学路に外灯設置は可能か伺います。1. 満名川沿いの斜面に生えている雑木や雑草等、危険な箇所だけでも対策が可能か伺います。あとは、自席に戻って二次質問をしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 ラストバッター松田大輔議員に、私のほうも元気よくお答えしていきたいと思っております。

2項目、3点の質問が松田議員よりありました。通学路の外灯設置につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

1点目から順次、お答えいたします。1点目に町内放送について。現在の町内放送設備は、平成24年度に沖縄北部連携促進特別対策事業、特別振興事業を活用し役場や学校、公民館などの公共施設を光ファイバーで結ぶネットワークの構築と併せて、防災無線放送設備の整備を行い、平成26年4月から供用開始してきております。放送網につきましては、構築時の設計を基に設置しております。しかし、放送が大きく聞こえることや、放送が聞こえなくなる、聞こえにくいといったような難聴地域からの問い合わせに応じ、その都度、音量調整や機器などの修繕、改善を行いながらその対応をしてきているところでございます。防災無線放送を導入して8年がもう既に経過をいたしまして、修繕箇所が年々増加傾向にあるのが、この現状でございます。しかし今後、全面改修あるいは大型改修が必要となれば、何らかの補助事業等を活用しながら改修を検討していかなければならないものと、このように考えております。

2点目に、本部小・中学校通学路周辺の整備についてですけれども、満名川沿いについては、日頃より小学校PTAのボランティアの清掃活動により維持されてきている現状にあります。子供たちの安心、安全な環境づくりに協力いただいていることに対しまして感謝を申し上げるところでございます。今後ともPTAの皆様の協力などを得ながら、安心、安全性を保っていききたいと、このように考えております。議員のおっしゃるとおり、満名川傾斜の部分の一部については、草刈り作業は足場が悪く、そして危険を伴う箇所もございます。危険な場所の除草作業につきましては、管理者である沖縄県とも協議をしながら、その対応をしていかなければいけないものと、このように考えております。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 松田議員の質問にお答えします。

初めに、通学路に外灯設置は可能かについてですけれども、外灯とは防犯灯のことだと思いますが防犯灯については、区長を中心に各行政区に設置することとなっており、地域住民で話し合いの上、設置することが望ましいと考えております。

教育委員会においては現在、学校現場から通学路への防犯灯設置への要望は受けておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 1点目の町内放送については、日々地域住民の方から要望というか入って

いると思いますので、引き続き修繕、または音量の調整等でクレーム等が来ないように対応していただきたいと思います。

2点目の本部小・中学校の通学路、今外灯の件を質問したんですが、合わせて中学校の正門付近の水がたまる場所があると思うんですが、そちらは今どうなっているか、1点だけ伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 5番、松田議員にご説明いたします。

その場所ですが、計画はしておりましたが、県の河川工事が入るということで、その擁壁も触るということで、ここも水がたまらないようにやるということを知っているもので、ちょっと今、単費でやってまた護岸で触るよりは、金をかけないように調整中であります。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 通学路の水たまりも、通学時危ないと思うので、ぜひ継続して要請をお願いいたします。

満名川沿いの斜面に生えている雑木等なんですが、今回クリーンアップ事業の件で繰り返し、町長も答弁あるように、原則は地域住民で各団体協力しながら行っていくと私もそのように強く思っています。また今回の斜面とか、危ない箇所、なかなか作業が進まなかったり、また時間を押ししたりしている面もありますので、ぜひ県と要請をして対応をお願いしたいと思います。

今回、聞きたいこと全部出てきましたので、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 松川秀清 これで5番 松田大輔議員の一般質問を終わります。

先日で議案説明は終了していますので、本日は議案の審議・採決を行います。

日程第2. 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この個人情報の条例の改正なんですが、この第19条の(11)の地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときとありますが、この当該地方公共団体の他の機関というのは、どのような部署になるのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

当該地方公共団体の他の機関と申しますのは、例えば町長部局から見ると教育委員会部局の要員から選挙管理委員会等を指します。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この特定個人情報の提供とありますけれども、この特定個人情報はどのような種類があるのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

氏名含めまして、個人を識別できる情報、生年月日、所得、家族構成等々、個人に関わる情報でございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 今、提供できる個人情報、氏名それから所得、生年月日、住所も含まれますよね。それらを含めて何種類ありますか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

全ての個人情報ですので、種類というのは情報でいえば無限になるのかなど。例えば、虐待等になればその虐待の情報も個人情報になりますので、様々な個人に関わる情報、全てというふうには捉えて結構でございます。数では、数えきれないということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この妊娠または出産時についての有休休暇の職員というと、どういう職員が上げられるのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

今回、条例改正で上げている職員は、非常勤職員、本町で申します会計年度任用職員を指しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この第23条に、勤務環境の整備に関する措置とありますが、(1)職員に対する育児休業に係る研修の実施、(2)育児休業に関する相談体制の整備、(3)その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置が上げられておりますけれども、これは町長がその措置を講じる体制を整えるという理解でよろしいですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

第23条の冒頭に任命権者はとございます。任命権者は、町長部局であります町長、教育委員会部局であります教育長となりますので、この部局によって変わってきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この任命権者は、本町においては、町長と教育長、副町長も含まれるんですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

副町長は含めません。任命権者は、町長部局は町長、教育長、あと選挙管理委員会委員長、農業委員会委員長等々、その設置機関、部局の長が責任をもって行うということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第4号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第4号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第5号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第5号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

この連帯保証人という文章を削除すると同時に、公営住宅の場合だと住居者に万が一のことがあった場合、連絡先の確保の必要があると思いますので、緊急連絡先の提出は必要ではないかと思いますが、その点見解をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 3番、山川議員にご説明いたします。

連帯保証人廃止後は、緊急連絡の届出を求める予定であります。緊急連絡人とは、金銭債務以外の入居者の義務について、履行を促すことができる関係者等となっております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第6号 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第6号 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号 本部町学校給食費無償化基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 直接、この条例に関しての質疑ではないんですが、子ども・子育て支援という観点からの学校給食費の無償化でありますので、多少関連すると思いますが、この条例からすると幼稚園、小学校、中学校の生徒が対象となっておりますが、これから漏れている高校生

とか、6歳未満の子供たちのこの食事、給食の支援等については、今後どのように考えているか伺います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番、具志堅正英議員にご説明いたします。

今回、提案しています条例は、学校給食費の無償化、基金の条例となっております。学校給食を受ける、教育委員会としては学校給食を受けるのは、幼稚園、小学校、中学校ということで、そこまでのみの条例となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 8番、具志堅議員にご説明いたします。

4年前に、3歳以上の保育所、無償化に伴って保育料に含まれていた食事代、主食費、副食費というのは、別に今徴収している状況でございます。今回は給食に関する条例となっております。保育所については、主食費、副食費は継続して徴収させていただく予定となっております。ただ非課税世帯については、減免措置等も行っておりますので、それについては継続して行っまいります。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 すみません。8番、具志堅正英議員の質疑に答弁漏れがありました。

我々、市町村は高校までの設置者ではありませんので、高校までの無償化は対象になっておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 給食費の無償化、大歓迎で喜んでいる一人でもあります。しかし、滞納している方、後にも先にもいると思います。今回のこの無償化で、余計油断して滞納整理を怠るような気もしないでもないものですから、こういう方々に対して児童手当を受け取る際にも、これからはハッパをかけて取っていくように、そして子供がもし卒業していたら、取っているかどうかの確認が1点。それと滞納を何か月、何か年としている方もいるかもしれませんが、今弟、妹がいる場合に、この方々が中学校卒業するまでの年数で割って、少しずつでも払えるような努力をしていただきたいんですが、これに関して担当課長、説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅 勉議員にご説明いたします。

確かに滞納が今、何件かございます。児童手当を受ける際に、担当が窓口で対応して、まとめて払うのが難ければ分納なりをしている。相談をしているところでもあります。また、やはり支払い忘れがあったりするものもありますので、それは銀行振替とか、そういったものも手続するように、自動引落としといいますか。やっております。

卒業されていっているというところもあるんですが、そこもやはり滞納としている名簿はしっかりとられていきますので、そこはしっかりと納付書を送って、支払いをお願いしているところで

あります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑あませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この基金条例について、お伺いたします。

第4条 基金の運用から生ずる収益とありますけど、それは何を指すのか。説明していただきたいのと。第6条の（繰替運用）の意味を、具体的に説明していただけますか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員に説明いたします。

第4条、第6条は関連しますので、併せて第4条の収益とは、第6条の繰替運用の収益でございます。繰替運用とは、一般会計を運用する際に、資金が不足する時期がございます。例えば、年度の初め、補助金、交付税が入ってこない時期がございます。その期間においても支出はされますので、銀行からの一時借入か、財調と基金を持っていますので、そこからの運用、どちらかを選択することになります。市中銀行からの一時借入よりは、基金運用、本町の財布の中での運用のほうが利率は安くなっておりますので、そのことを繰替運用と申します。その繰替運用から生じる収益を第4条で指しまして、第6条で繰替運用ができますという条項が入っているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。

一時借入の繰替運用ということなのですが、このいわゆる一時借入、これは利率というのは、期間及び利率を定めるとありますが、これはもう全てにおいてそれは決まっているのか。個別的にそれは分かれているのか。そこら辺分からないので、説明してもらえますか。

○ 議長 松川秀清 会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 上間辰巳 13番、喜納議員に説明いたします。

銀行から借りた場合の利率は0.5%となっております。うちのほうの基金のほうから借入する場合は、0.02%でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。

そうですね、行政運営していく中で、この一時借入というのは、今後も差し迫ってあるかと思いますが、市中銀行から貸し借りがないように、しっかりと運用を。しょうがないときは、それも致し方ないと思いますが、基金で運用できればそれにこしたことはないと思いますが、それらを含めてしっかりとバランスよく行政運営をしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第7号 本部町学校給食費無償化基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第7号 本部町学校給食費無償化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第8号 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第8号 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号 本部町多目的イベント広場(闘牛場)の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第9号 本部町多目的イベント広場(闘牛場)の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第9号 本部町多目的イベント広場(闘牛場)の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号 町道の路線変更について(町道健堅石嘉波線)を議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第10号 町道の路線変更について(町道健堅石嘉波線)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第10号 町道の路線変更について(町道健堅石嘉波線)は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号 町道の路線認定について(町道上本部学園線)を議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第11号 町道の路線認定について(町道上本部学園線)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第11号 町道の路線認定について(町道上本部学園線)は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号 町道の路線認定について(町道満名本線)を議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第12号 町道の路線認定について(町道満名本線)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第12号 町道の路線認定について(町道満名本線)は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第13号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

学校等における感染症対策支援事業についてでございます。これ内容確認すると、小・中学校への保健衛生費の予算、国の2分の1の事業になっているかと思いますが、保育園のほう、しばらくこういった保健衛生費、初めの頃は予算がついて大変助かったという話を聞いているんですが、その後こういった予算がついていないという情報を一部聞いているところなんですけど、この学校等、今小・中学校の予算ではあるとは思いますが、ぜひちょっと、保育園にも同じようにつけていただけないか。検討していただけないかというところで見解を伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

令和3年度ですね、国の補正で100%補助で1施設当たり50万円以内という形で補助がついた経緯がありまして、その年については各園、その予算で対応させていただきました。令和2年度は全額補助で、令和3年度の補正の途中で国からついたという連絡があったんですけども、各園のその時の時点では、その要望がなかったものですから、令和2年度の時点では消耗品等の備品が多かったものですから、消耗品であれば予算でマスクとか、手指の液とか、準備されているものから、その提案ができるということで、令和3年度は国に減で申請できなかった現状がございます。令和3年度に関しては、令和2年度が100%補助だったんですけど、令和3年度については50%補助となった経緯がありまして、対応していない経緯がございました。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひ、園長会で情報を共有というか、必要性があるのかというところを聞き取りをしていただいて、もし必要性があればぜひ予算をつけていただきたいと思いますと思っているんですが、見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

園長会等を通して、意見を踏まえて、また補助割合が今は50%ですけども、今後またどうなるか分からないので、それを踏まえて財政と確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回、繰越明許費は13億円ですか。多いと思うんですが、国庫補助事業や様々なコロナの事業などもあります、しかし例年に比べて今年は多いと思うんですが、そこら辺の要因をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回28事業を繰越しているところでございます。概要のほうでも説明いたしましたが、コロナの国の補正予算がどうしても年度途中で入ってきますので、その分がございまして。あと、こちらもコロナ関連でございますけれども、資材の提供等々で受託業者から厳しいという相談を受けての繰越しもございまして。あと、緊急事態宣言下の中で事務調整等もどうしても電話、あるいはリモートという形でやる中で、現場に行けなかったりその実物を見ながらというの、なかなかで

きないという報告も職員から受けているところがございます。単年度主義でございますので、単年、与えられた年度での執行を心がけておりますけれども、どうしても主にコロナ関連で繰越さざるを得なかったということで、理由資料も配付しておりますということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第13号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第13号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休憩 (午後0時01分)

再開します。

再開 (午後1時30分)

休憩します。

休憩 (午後1時30分)

再開します。

再開 (午後1時34分)

日程第13. 議案第14号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第14号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第14号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第15号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第15号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第15号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第16号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第16号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 報告第1号、議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてから議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算についての5件につきましては、予算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ **予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭** 報告第1号 令和4年3月17日、本部町議会議長 松川秀清殿。予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。委員会審査報告書。（1）議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算について。（2）議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について。（3）議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。（4）議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算について。（5）議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算について。本委員会は、令和4年3月10日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

予算審査特別委員会報告。1、付託事件、(1) 議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算について。(2) 議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について。(3) 議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。(4) 議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算について。(5) 議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算について。2、審査結果、(1) 議案第17号、原案のとおり決定とする。(2) 議案第18号、原案のとおり決定とする。(3) 議案第19号、原案のとおり決定とする。(4) 議案第20号、原案のとおり決定とする。(5) 議案第21号、原案のとおり決定とする。以上です。

○ 議長 松川秀清 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会の委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結しました。

日程第17. 議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午後1時48分)

再開します。

再 開 (午後1時49分)

追加日程第1. 決議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 決議第1号、令和4年3月17日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 山川 竜。賛成者、本部町議会議員 仲宗根須磨子。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

上記の決議を別紙のとおり、本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理など多くの問題を抱え今日に至っている。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返してきており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、本部町議会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻による、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。令和4年3月17日、沖縄県国頭郡本部町議会

あて先 ロシア連邦大統領、駐日ロシア連邦大使

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

決議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。決議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第2回本部町議会議定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回本部町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後1時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 喜 納 政 樹